



KPMG Newsletter

KPMG Insight

Topic ①

これだけ海外赴任準備

— 必ず押さえておくべきポイント —

第5回ベトナム・フィリピン・メキシコ



Vol. **64**

January 2024

これだけ海外赴任準備

ー必ず押さえておくべきポイントー

第5回ベトナム・フィリピン・メキシコ

KPMGベトナム

谷中 靖久 / ディレクター

KPMGフィリピン

小宮 祐二 / ディレクター

宇田川 健吾 / シニアマネジャー

KPMGメキシコ

大野 博之 / マネジャー

ベトナムは、法規定が不明瞭あるいは法律間で不整合があることが多く、曖昧な規定に対して国民の非現実的な解釈が多くみられます。本稿では、新しい法規定が発効されるなか、マネジメントに求められる現実的な法規定解釈と留意点について解説します。

フィリピンに進出した日系企業を最も悩ますのは、付加価値税（VAT）還付の実効性の低さや不透明な税務調査への対応などの税務上の課題です。本稿では、VATと税務調査について、問題点の所在・背景および最近の動向を説明します。

メキシコでは、貿易通関に係るさまざまなメキシコ固有の制度が存在します。それらの制度を知り活用することで、企業の競争力を高めることができます。本稿では、メキシコにおける貿易通関プログラムについて解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

POINT 1

ベトナム

- 労働許可証政令改正：新しい政令では、労働許可証申請で過去の職歴の考慮が認められたが、その説明方法に曖昧さが残っている。また、複数都市兼務者や銀行等の組織で働く外国人は、申請を中央の労働省に申請することが新たに規定されたため、遅延するおそれが出てきた。
- 個人情報保護政令：個人情報保護に関する新たな政令が2023年7月1日より施行された。だが、今のところ特に罰則規定はなく、また、8月に突如、企業に対し申告様式が公表されるなど、制度運用がまだまだ落ち着いてはいない。

フィリピン

インフラ投資拡大のための財源確保の観点から、税収増を目指す徴税強化が顕著である。そのため、フィリピンに進出した日系企業は、VAT還付の実効性の低さや不透明な税務調査への対応が大きな課題となっている。税務当局に、専門家の助言を得ながら論理的に折衝対応することが重要である。

メキシコ

- IVA保税に関するプログラム：メキシコの特徴的な貿易通関プログラムとして、IMMEXという輸出の増加を促進することを目的とした制度がある。この制度の主な恩典は、IVA 16%の保税である。
- 輸入関税に関するプログラム：日本からの輸入であれば、メキシコの一般関税率、EPA、CPTPPまたはPROSECによる優遇関税率といった制度を適用できる可能性がある。



谷中 靖久
Yasuhisa Taninaka



小宮 祐二
Yuji Komiya



宇田川 健吾
Kengo Udagawa



大野 博之
Hiroyuki Ohno

①**法規定が曖昧な国でのガバナンス
＜ベトナム＞****1.はじめに**

ベトナムでは経済発展に伴い、従来からある税法や労働法に加えさまざまな新しい法規定が発効されています。一方で、ベトナム政府の法規定策定能力が高くないうえに、事前に十分な検討をされないままに法規定が発効され続けています。そのため、法規定の内容が曖昧で解釈が難しく、遵守することが現実的ではないような規定が存在します。また、国民全体の法解釈能力も高くないと感ぜられることから、曖昧な規定に対して非現実的な解釈が多くみられます。今後も新しい法規定が発効されるなか、マネジメントには柔軟・合理的かつ現実的な法規定解釈が求められます。

2.待ちに待った労働許可証政令改正

外国人がベトナムで働く場合には、一部の例外を除いて労働許可証を取得する必要があります。この労働許可証の取得条件や方法を定めた改正労働許可証政令70（以下、「Decree70」という）が、2023年9月18日に発効されました。そして、同日に施行されましたが、即日対応ができない問題が起きました。ただし、このようなことはベトナムでは比較的多くみられます。また、従前の労働許可証政令は問題点が多く、大きな批判が寄せられていましたので、改正自体は待望されていました。

労働許可証申請にあたっては、管理者・専門家・技術者のいずれかの区分で申請し、現地法人社長など一部の職位を除いて大部分の外国人は専門家で申請することになります。従前の規定では大学の学位と現地法人での職位が一致していないと労働許可証が発行されず、職歴も考慮されませんでした。たとえば、公認会計士

の国家資格を有していても、法学部卒業では会計・税務の専門家としての職位の労働許可証が発行されないといった状況です。特にまた、ITエンジニアは直接的な学位が存在しないことが多く、国として必要な人材と言っているにもかかわらず労働許可証が発行されません。さらに、文学部のような学位は、どの職位でも発行されない状況です。法規定を超えた実態説明で何とか取得できたり、十分な専門性を持っているにもかかわらず取得できずに断念せざるを得なかったりと、多くの問題を抱えていました。これも、非現実的な法規定が存在した状況と言えます。

新しいDecree70では、過去の職歴が考慮されることが認められたため、大きな改善が見込まれます。職歴をどのように説明・証明できるか、という実態判断の問題はなお残りますが、これは法規定の性質からはやむを得ない範疇と言えます。

ただし、外国人の雇用前に、当該職位のベトナム人の採用募集をする必要があることが、新たに規定されました。これは管理者にも適用されることから、適性がないにもかかわらず社長職位に多くの方が応募してくるようなことがあれば、面接などでの適正判断に時間を要し、労働許可証取得の遅延につながる可能性があります。この点には十分に留意する必要があります。

また、ハノイとホーチミンなど複数都市を兼務している場合や、銀行等設立に首相や省などの許可が必要とされている組織で働く外国人は、申請を地方労働局ではなく、中央の労働省に行う必要があることも、新たに規定されています。これが発行の遅延につながる可能性もあり、留意する必要があります。

3.個人情報保護政令

2023年4月17日に個人情報保護に関する政令13（以下、「Decree13」という）が発効され、7月1日に施行されました。ベトナム

で暮らしていると、個人情報保護の意識はなお希薄と感ぜますが、経済発展に伴い個人情報や無形資産の保護が社会で重要になってきている証と言えます。

ただし、ここでもいくつか面白い規定が存在します。まず、規定を読むと、初めて会う方と名刺交換する際にも、事前に文書同意が必要なように解釈できます。ただ、これはあまりにも非現実的な解釈であるため、発効当時は議論されましたが、今は誰も気にしていません。次に、会社の従業員も法規定の適用対象になっています。これは、他国の個人情報保護法ではあまりみられない規定です。事前に対処しておかないと、社内通報制度が機能しなくなる可能性もありますので（通報前に対象者の同意が必要になる可能性がある）、十分留意する必要があります。

さらに、個人情報処理やデータの影響移転がある場合には公安当局にレポートを提出する必要がありますが、どのようなレポートを提出すればいいのかわかりません。発効当初はまったくわかりませんでした。一方で、Decree13には罰則規定がありません（2023年9月末現在発表。2023年12月から適用されるとの情報あり）。罰則がないため、多くの企業は7月1日施行後もレポートの提出は様子見をしておりましたが、一部企業は自ら作成し提出する動きもありました。ただ、政令施行後の8月10日ころ突如テンプレートが発表され、事前に策定を開始していた企業はすべてやり直しになり、これまでの労力が無になる状況が生まれました。

これは、ベトナムという法規定が曖昧な国において、コンプライアンス遵守と企業経営の現実的運営をどのようにバランスをとるのかを考えさせる一例と言えます。

II フィリピンの税務問題 <フィリピン>

フィリピンに進出している日系企業がフィリピン税務において最も頭を悩ませるのが、VAT（付加価値税）と税務調査対応です。

1. 付加価値税（Value Added Tax: VAT）

(1) 間接輸出のVAT課税問題

VATに関して、現時点で日系企業が直面している最大の問題は、PEZA（フィリピン経済特区庁）企業との取引においてVAT非課税（0%レート適用）対象取引が、“輸出型登録企業の登録プロジェクトまたは活動において「直接的かつ排他的に使用」される物品・サービスの国内調達の場合”に限定されていることから生じる適用範囲の不明確な点です。本件に関しては、BIR（フィリピン内国歳入庁）より明確化規定が発出され、清掃・警備・金融・コンサルサービス、マーケティングおよびプロモーション、人事・法務・会計等の管理業務関連サービスはVAT非課税対象取引に該当しない、とするネガティブリストが公表され、一定の明確化がなされました。しかし、当該ネガティブリストが例示なのが不透明であり、それ以外の取引についてもBIRから非課税を否認されるリスクがあるため、判断に際しては留意が必要です。

(2) VAT還付問題

一方で、以下の3つの要因からフィリピンにおいてはVAT還付が実務上、非常にハードルが高くなっています。

1) BIRは還付申請から90日以内に結論を出す必要があるが、些細な点も指摘し否認する傾向にある。納税者の書類の精度にもよるが、最終的な還付率が著しく低くなりがちである。

2) BIRの税務執行方針（Revenue Memorandum Circular）において、VATの還付申請をした場合は税務調査が必須とされている。

3) 還付には2年間の期限がある。そして、期限を超過すると還付申請不可となる。

上記を背景として、インプットVATの一部が回収できないことによるキャッシュフロー（CF）悪化のリスクが企業に生じています。また、インプットVATが年々累積することにより、金額的重要性が増して、会計上の回収可能性論点が生じる可能性もあります。この点について、会計上の取扱いにも留意が必要となります。

2. 税務調査

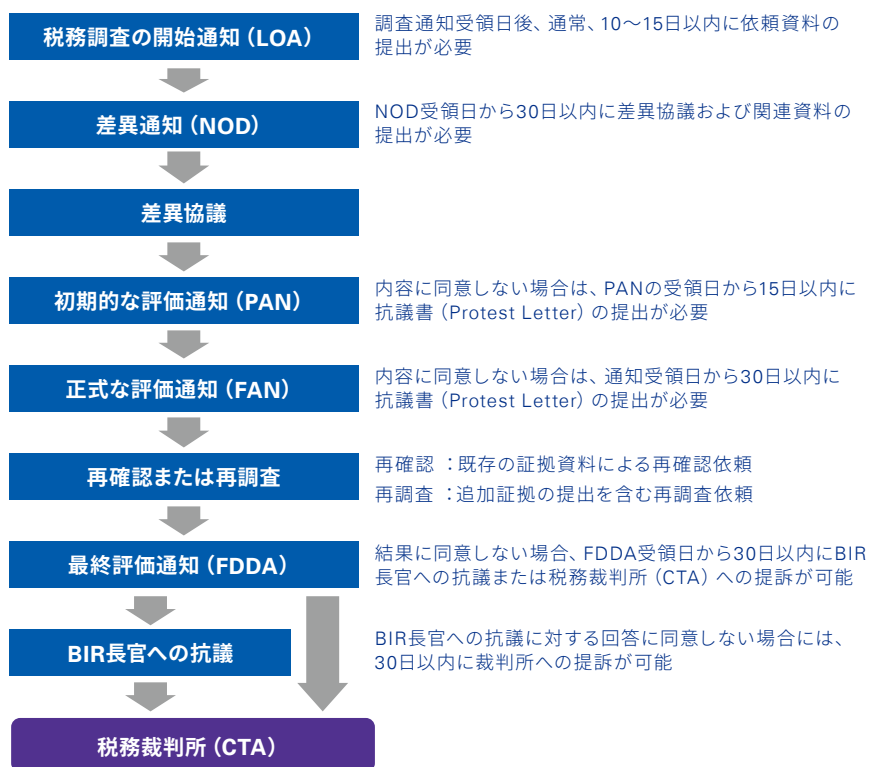
近年のフィリピンの税務調査は、新BIR長官の2022年就任以降、より厳格になっています。この背景には、現マルコス政

権下のビルド・ベター・モア（Build Better More）政策の柱である政府のインフラ投資拡大策に伴う財政支出増の財源確保を目的とする収増の一環としての徴税目標の引上げがあります。

最近の傾向としては、(1) 税務調査頻度の増加／税務調査対象範囲の拡大（過去1回も税務調査に入っていない日系企業に初めて税務調査が入るケースが増加）、(2) 税務調査通知の発行タイミングの早期化、(3) 税務調査スケジュールの厳格化（提出書類の提出期限の延長申請を認めないなど）、(4) 初期的差異通知（Notice of Discrepancy: NOD）における当初更正額の増加傾向、(5) 統計的手法に基づく粒度の粗い更正額提示（その結果として、納税者側が当該更正額の非合理性を立証する必要あり）が挙げられます。

また、NODにおける更正額算出の際にBIRが用いる手法としては、監査済財務諸表の特定項目から類推される納税額と申

図表 税務調査フロー



出所: KPMG作成

告書の課税標準額を比較して差異があれば、初期的更正を行う方法（財務諸表のサービスフィーから最終源泉税を類推して、源泉税申告の金額と比較して差異があれば初期的更正を行い、納税者に詳細説明をさせる）などのハイレベルな分析的手続きが典型です。

したがって、納税者としてはNODの金額に驚かず、粛々と税務規則に沿った正しい処理をしていることを、関連書類および計算根拠資料等を提示することで立証して反論し、項目ごとに取下げ要請をしていくことが、税務調査対応として重要になります。なお、税務調査対応は短期間での対応が必要であり、反論や協議には専門的知識が必須です。専門家を早い段階から関与させることも、税務調査対応を適切に行う上で肝要です。

III 貿易通関プログラム ＜メキシコ＞

1. メキシコにおける日系企業の特徴

外務省が公表している「海外進出日系企業拠点数調査¹」によると、メキシコに進出している日系企業の本数は2022年10月1日現在で1,312社です。このように、メキシコは、中南米では最も多くの日系企業が進出している国です。

2005年4月にEPA（日本・メキシコ経済連携協定）が発効されたのを機に、日系企業の進出は2010年以降から右肩上がりです。コロナ禍期に一時的に低迷したものの、近年のニアショアリングの波で、日系企業の投資はさらに加速しています。

進出する日系企業は、自動車産業に集中しており、自動車メーカー企業（OEM）に加え、自動車部品サプライヤー企業（Tier1、Tier2）も多く進出しています。自動車部品サプライヤーがアジア諸国等から原材料や部品を輸入し製造を行い、自

動車メーカーが完成品を米国等に輸出するという、一連のサプライチェーンがメキシコ内に存在します。

2. IVA保税に関するプログラム

メキシコの特徴的な貿易通関プログラムとして、IMMEX（「輸出向け製造、マキラドーラ、サービス産業」のスペイン語の頭字語）制度があります。これは、輸出の増加を促進することを目的とした制度で、メキシコ関係省庁の認可を得ることで、一定期間内に輸出することを条件に一時輸入に対する恩恵を享受することができます。また、メキシコ内の他のIMMEX制度登録企業とのバーチャル輸出入を行うことが認められており、メキシコ内の同一のサプライチェーン内にある企業は、IMMEX制度に登録することで、実際に国外に輸出入をすることなく当該恩恵を享受することができます。

このIMMEX制度の主な恩恵は、IVA（メキシコ付加価値税）16%の保税になります。IMMEX制度の登録については、2段階認証のステップを踏む必要があります。まず経済省からIMMEXの認可を得て、その後IVA認定の認可を別途SAT（メキシコ税務当局）から受ける必要があります。IVA認定制度に登録することで、保税期間6～18ヶ月に輸出することを条件に、一時輸入時のIVAの支払いが保税されます。

貿易を行うメキシコ企業においては、IVA認定を含むIMMEX制度の登録が、ビジネス上の観点から大きなメリットがあります。そのメリットは、一時輸入時の16%のIVAの支払いを保税することによる資金繰りの改善だけでなく、当該IVAの支払いに係る還付のリスクや労力を削減することができます。ただし、近年ではIVAの還付の審査プロセスが厳格化し、状況に応じて税務調査に発展する可能性があります。また、その審査プロセスは長期にわたるケースが多く、SATへの説明や資料提供などの過大な負担がかかります。

一方で、IVA認定制度登録の要件も厳しく、新たに登録する企業だけでなく、登録を維持する企業も悩ませています。その要件には、「IMMEXのプロセスに関連する設備や従業員を所有している（外注は認められない）」、「直近12ヶ月に一時輸入の60%以上を再輸出している」などが含まれています。

さらに、SATによるIVA認定制度に係るコンプライアンス準拠状況のモニタリングも強化されています。SATの公表によると、2023年度上期（1～6月）における調査対象の75%にあたる513社が何らかのコンプライアンス違反を指摘され、当該制度の取消をされています。このモニタリング強化に伴う調査は継続されるため、IVA認定制度に登録している多くの企業においてコンプライアンス準拠の体制強化が近々の課題になっています。

3. 輸入関税に関するプログラム

日本と同様に、メキシコに輸入される財に対してIGI（輸入関税）が課せられ、HSコード（輸出入統計品目番号）別の関税率を使用して計算されます。当該関税率は、メキシコの一般関税率や前述のEPA、FTA（日本・メキシコ自由貿易協定）に基づく税率の他、PROSEC（産業分野別生産促進プログラム）と呼ばれるメキシコ固有の制度があります。

PROSECは、メキシコの製造業を対象に、指定された業種（24セクター）における完成品製造に必要な原材料、部品、機械装置の輸入に対して優遇関税率（大半が0～5%）を適用できる制度であり、メキシコ経済省の認可を受ける必要があります。

企業は、輸入する財に応じて、適用できる制度およびその関税率を検討することで、より低い有利な関税率を適用することができます。たとえば、日本からの輸入であれば、メキシコの一般関税率、EPA、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関

する包括的及び先進的な協定)、または PROSECを適用できる可能性があります。

なお、PROSECに指定されていない品目を輸入する際には、レグラ・オクターバと呼ばれる補完的な制度があります。当該制度は、特別に経済省から認可を受けることで、個別の優遇関税率(原則0%)を適用することができます。

¹ 外務省:「海外進出日系企業拠点数調査」https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html

関連情報

KPMGは、日本企業の海外事業展開をこまやかに支援するため、世界の主要31カ国85都市に、約800名の日本人および日本語対応が可能なプロフェッショナルを配しています。

各国の最新情報については、下記をご覧ください。

海外進出支援窓口

<https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support.html>

ベトナム

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/global-support/vietnam.html>

フィリピン

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/global-support/philippines.html>

メキシコ

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/global-support/mexico.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGベトナム

谷中 靖久 / ディレクター

✉ yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

KPMGフィリピン

小宮 祐二 / ディレクター

✉ ykomiya1@kpmg.com

宇田川 健吾 / シニアマネジャー

✉ kudagawa1@kpmg.com

KPMGメキシコ

大野 博之 / マネジャー

✉ hiroyukiohno@kpmg.com.mx

KPMG ジャパン

home.kpmg/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されず、この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。